

仕事と生活の調和の実現に向けた取組状況と今後の施策展開

1. 平成20年度における主な取組状況

(1) 社会的気運の醸成

社会的気運の醸成を図るために行う「仕事と生活の調和推進プロジェクト」への参画企業10社を決定（平成20年4月11日）するとともに、10社がトップ宣言（同年7月11日）。来年度以降の取組事項をまとめたアクションプログラム等を発表（平成21年3月31日）。



都道府県ごとに「仕事と生活の調和推進会議」を開催し、地域の特性を踏まえた提言の策定などを実施。

(2) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

「労働時間等見直しガイドライン」（平成20年3月24日告示、4月1日適用）の改正及び周知・啓発

労働時間等の設定改善に取り組む中小企業に対する助成金制度の創設

長時間労働の抑制を図るための重点的な監督指導、長時間労働の抑制に取り組む中小事業主に対する支援等の実施

労働契約法を周知するための説明会の実施

(3) 企業における次世代育成支援の取組の一層の促進

(4) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書」取りまとめ（平成20年7月1日）
育児期の短時間勤務制度の強化や男性の育児休業取得の促進等、育児・介護休業制度の見直しについて、労働政策審議会において「仕事と家庭の両立支援策の充実について」建議（平成20年12月25日）

[参考1 \(p.6~\)](#)

育児期における短時間勤務制度の導入・定着支援の拡充

事業所内保育施設の設置・運営等に対する支援の推進

男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進（父親向けハンドブックの作成等）

マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化

新待機児童ゼロ作戦の推進

安心こども基金の創設

[参考2 \(p.13~\)](#)

- (5) 児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法等の一部改正法の成立(平成20年11月26日)及び周知

参考3 (p.15~)

- ・家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設
- ・仕事と家庭の両立支援の促進
 - 一般事業主行動計画の策定・届出義務の中小企業への拡大
 - 一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知の義務化



- (6) 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援
- 仕事と生活の調和推進指標診断サービス事業
 - 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)
 - 両立指標を活用したファミリー・フレンドリー企業に向けた取組の促進
- (7) パートタイム労働者の均衡待遇確保と短時間正社員制度の導入促進
- 改正パートタイム労働法の施行(平成20年4月1日)
 - 短時間正社員制度普及促進事業の実施(「短時間正社員制度導入支援ナビ」の開設(平成20年12月1日)等)

参考4 (p.17~)

- (8) テレワークの普及促進
- テレワーク相談センターにおける相談の実施(全国3か所に拡充)等
 - 「在宅勤務ガイドライン」(情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン)の改訂(平成20年7月28日発出)及び周知
- (9) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備
- 企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援
- (10) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等
- 「フリーター常用雇用化プラン」の推進
 - 母子家庭の母親等の自立のための就業支援等の推進(母子家庭等対策総合支援事業及び生活保護受給者等就労支援事業)
- (11) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進
- 65歳までの雇用機会の確保及び「70歳まで働ける企業」の普及促進
 - 団塊世代をはじめとする高齢者の再就職支援
 - シルバー人材センター事業の推進等
- (12) 自己啓発や能力開発の取組支援
- 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの充実
 - 若年者等に対する職業キャリアの支援

2. 平成21年度における主な取組予定 (括弧内の数字は21年度予算額)

下線部は経済危機対策(平成21年4月10日公表)に盛り込まれた内容

(1) 社会的気運の醸成

仕事と生活の調和推進事業(一部新規)(918百万円)

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図ることとし、政労使による合意形成を図るとともに、中央、地方における取組を普及促進することにより、仕事と生活の調和の実現を図る。(業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定支援、仕事と生活の調和についての相談・助言を行う専門家の養成事業の創設等。)

[参考5 \(p.21\)](#) / [参考6 \(p.22\)](#)

(2) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

労働時間等設定改善に向けた取組の推進(一部新規)(1,973百万円)

労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場における労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定改善の促進を図る。

長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施(継続)(460百万円)

長時間労働を抑制するため、事業場に対する自主的な取り組みを促進するための点検の実施や「時間外・休日労働相談コーナー」の設置等、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等を実施する。

雇用調整助成金の拡充等

残業を大幅に削減して、労働者の解雇等を行わない場合に、雇用が維持された労働者1人当たり最大45万円(年額)を助成する等、制度の拡充を行う。

(3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進(新規)(784百万円)

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

[参考7 \(p.23\)](#)

(4) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

育児期の短時間勤務の強化や男性の育児休業取得の促進等、育児・介護休業制度の見直しの検討(「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」について諮問・答申(平成21年4月15日))

育児・介護休業制度の拡充(一部新規)(4,560百万円)

育児期の短時間勤務制度や男性の育児休業の取得促進など、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

短時間勤務を希望する者への支援の充実

両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)を図る。

事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放(継続)(4,603百万円)

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長(5年間 10年間)するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設定促進を図る。

[参考8 \(p.24\)](#)

マザーズハローワーク事業の拡充(継続)(2,117百万円)

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人者の確保、出張相談等を実施する。

男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進(継続)(14百万円)(4,560百万円の内数)

子育て期にある男性が仕事と家庭が両立可能な働き方を設計・実践するためのハンドブックを活用し、男性の育児休業取得促進等のためのセミナーの開催等、周知活動を実施する。

待機児童解消に向けた保育所の受け入れ児童数の拡大（継続）(347,465百万円)

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。

多様な保育サービスの提供（継続）(55,111百万円)

家庭的保育事業（保育ママ）や一時預かり事業の拡充、地域の保育支援（事業所内保育施設等）の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

放課後児童健全育成事業等（継続）(23,453百万円)

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る。

保育サービス等の充実

「安心こども基金」を増額し、保育所の設置促進、家庭的保育（保育ママ）の拡大など、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充を図る。

(5) 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援

均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)（継続）(4百万円(4,560百万円の内数)) 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰する。

(6) パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進（一部新規）(1690百万円)

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助の実施等事業主支援を拡充する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

短時間勤務を希望する者への支援の充実

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充（短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給）を図る。

(7) テレワークの普及促進等対策（一部新規）(135百万円)

テレワークに関する労務管理についての相談・助言を行うテレワーク相談センターを拡充するとともに、講習会の開催により、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。また、在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

(8) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備（継続）(622百万円)

企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援を行う。

(9) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等

「フリーター等正規雇用化プラン」の推進（一部新規）(45,624百万円)

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等（25～39歳）を重点に、職業相談、職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を集中的に行うとともに、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度、年長フリーター等を積極的に正規雇用する事業主に対する奨励金（1人100万円（大企業は50万円））を活用し、安定した就職につなげる。また若者の応募機会の拡充について、事業主への相談を強化するとともに、事業主への相談機能の充実を図るほか、モデル的な取り組みを支援し、その成果を広く発信する。

母子家庭の母親等の自立のための就業支援等の推進（継続）

- ・母子家庭等対策総合支援事業（2,744百万円）：母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等により自立支援を行う。
- ・生活保護受給者等就労支援事業（1,145百万円）：母子家庭等の母等に対して、ハローワークと福祉事務所等と連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じたプログラムを策定する等の就労支援を行う。母子家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等

(10) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

高齢者雇用確保措置の確実な実施（継続）（1,699百万円）

高齢者雇用確保措置の確実な実施に向けた事業主指導を重点的に行うとともに、事業主団体等による小規模事業主等に対する雇用確保措置の導入及びその内容の充実についての相談援助を支援する。

年齢にかかわらず働ける勤労環境の整備（継続）（19,768百万円）

65歳以上の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援を行うとともに、希望者全員について、65歳以上まで雇用が確保される制度を導入する企業や、勤務時間の多様化、職域拡大、処遇改善等に取り組む企業への支援を行う。

再就職支援や起業支援のワンストップサービスの整備（継続）（1,912百万円）

事業主団体等の傘下の求人事業主や団塊世代の定年退職者等を対象としてキャリアコンサルティング等を実施し、再就職支援を推進するとともに、起業支援情報を提供することにより、ワンストップサービスの整備を図る。

シルバー人材センター事業の拡充（継続）（13,689百万円）

シルバー人材センターと地方公共団体が共同して「教育、子育て、介護、環境」の分野を重点に企画提案した事業を支援するほか、シルバー人材センターにおいて会員が安心して働くことができる生活圏内での就業機会の確保、女性会員が魅力を感じる職域の拡大等を実施する。

高齢者の職業経験を生かした登録制による就業支援の実施（新規）（1,050百万円）

高齢者の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、家庭、地域コミュニティーなどからの高齢者ニーズとマッチングさせる仕組みを構築する。

(11) 自己啓発や能力開発の取組支援

職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの整備（継続）（55,587百万円）

公共職業訓練、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備、情報インフラの充実等を実施する。

生涯キャリア形成支援の積極的展開（継続）（193百万円）

長期の教育訓練休暇制度の導入や勤務時間の短縮など従業員の自発的な能力開発を支援する企業に対する助成を拡充する（訓練経費に対する助成率を1/3 1/2に引き上げ等）。また、企業が行う従業員のキャリア形成の取組を診断するサービスを提供する。

若年者等に対する職業キャリアの支援（継続）（13,202百万円）

日本版デュアルシステム、地域における若者自立支援ネットワーク整備事業、若者自立塾創出推進事業等を実施する。

「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付（仮称）」を支給するとともに、訓練の受入枠の確保等を行うため人材育成機関への支援を実施 等

職業能力開発支援の拡充・強化

職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充、民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供 等

「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」 (労働政策審議会建議)の概要(平成20年12月25日)

【趣旨】

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を行う。

【主な内容】

1 子育て中の働き方の見直し

(1) 短時間勤務制度の義務化

- 短時間勤務制度について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に対する措置義務とする。
- 業務の性質又は事業場の実態に照らし、短時間勤務とすることが難しい労働者については、労使協定により、措置の対象から除外できることとし、対象外となった労働者に対しては、フレックスタイム制度等の代替措置を講ずることを義務付ける。

(2) 所定外労働の免除の義務化

- 所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者の請求により対象となる制度とする。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合に、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長する。この場合、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業を含む。)の上限については、現行と同様1年間とする。
- 出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進するため、この期間に父親が育児休業を取得した場合には、特例として、育児休業の再度の取得を認める。
- 労使協定による専業主婦(夫)除外規定を廃止する。

3 子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

(1) 子の看護休暇制度の拡充

- 付与日数を小学校就学の始期に達するまでの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

(2) 介護のための短期の休暇制度の創設

- 要介護状態にある家族の通院の付き添いなどに対応するため、介護のための短期の休暇制度を設ける。付与日数については、要介護状態にある家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日とする。

4 実効性の確保その他所要の規定の整備

- 苦情処理・紛争解決の援助のため、労働局長による紛争解決の援助及び調停の仕組み等を設ける。
- 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。